

地域観光緊急支援事業

「県民支えあい 信州割SPECIAL」

<日帰り割 取扱マニュアル>

割引適用可能期間

令和3年6月22日(火)~令和3年12月28日(火)利用分まで(予定)

※予約受付期間：令和3年6月22日(火)~10月31日(日)までの新規予約分

※8月11日(水)0時以降の新規予約分から、対象を同居の家族限定とします。

※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2021.8.10更新版

<事業概要>

事業の通称	「県民支えあい 信州割SPECIAL 日帰り割」事業
事業実施期間	令和3年6月22日（火）～令和3年12月28日（火）利用分まで（予定） ※上記のうち、令和3年6月22日（火）～令和3年10月31日（日）までの新規の予約分が対象。 ※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。

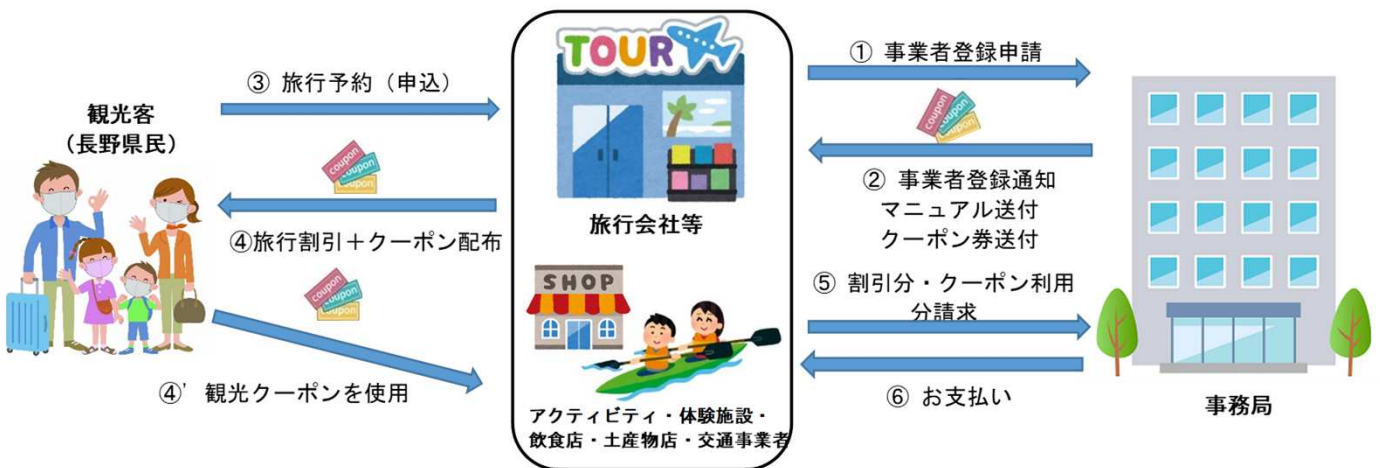
趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある県内交通事業者を応援するため、長野県内在住者を対象とした日帰り旅行代金の割引を行う事業者、及び地域の観光事業者で使えるクーポンの配布により利用料金の割引を行う事業者を支援する。

■実施内容

地域観光緊急支援事業（「県民支えあい信州割SPECIAL 日帰り割」事業）は、県内在住者の日帰り旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

■実施体制



＜支援対象＞

■ 対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・支援金の交付の対象となる対象事業者は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に、速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
- ・「信州の安心なお店認証制度」の参加事業者受付開始後速やかに申請を行うこと。
- ・旅行業法第3条に規定する登録を受けており、長野県内に営業所を有している旅行会社。
または、平成30年6月16日以降に以下に掲げる県内交通事業者を利用した旅行商品(観光ガイドタクシー等を含む)の販売実績がある公益的な団体。
 - (1) 県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者、または一般貸切旅客自動車運送事業の許可事業者（バス会社）
 - (2) 県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者（タクシー会社）
 - (3) 県内に営業所のある鉄道会社
- ・旅行者に対して居住地の確認、及び長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。

■ 支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は、県内在住者が利用する日帰り割対象事業者が販売する県内の日帰り旅行代金とする。
- ・1社あたりの上限人数は1,200人分までとする。
(上限を超えての申請には応じられませんのでご注意ください。)
- ・対象事業者は本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の旅行代金等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
 - (5) 県が実施する「信州の宿 県民応援前売割」事業で割引されたもの
 - (6) 県が実施する「安全・安心な修学旅行等サポート」事業の交付を受ける旅行のうち、日帰り旅行に係るもの（宿泊旅行については本事業の対象となる）
 - (7) 観光を主たる目的としていない旅行
 - (8) その他、長野県及び事務局が不相当と認めるもの

■ 割引対象者

- ・割引を行う対象者は、同居する県内在住者（1名の利用も含む）または同居の家族以外の1室2名以下（未就学児を除く）の利用者であり、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限る。
但し県内において、複数の圏域で感染警戒レベル5となるなど、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、**8月11日（水）0時以降の新規予約分から「同居する県内在住者（1名の利用も含む）」に限定する。**
- ・日帰りツアーについては、定員減・換気・マスク着用・見学や食事場所の感染防止対策等の徹底をお願いします。

■ 適用区分

区 分	変更前	変更後
日帰り割	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族であること ・同居家族以外にあっては、県内在住者によるできるだけ少人数での旅行であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族であること

【日帰り旅行商品】

日帰り割の対象は次の(1)から(3)のいずれにも該当するものに限ります。

- (1) 県内旅行であること。
- (2) 以下に掲げるいずれかの県内交通事業者を利用した商品であること。
 - (ア) 県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者、または一般貸切旅客自動車運送事業の許可事業者(バス会社)
 - (イ) 県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者(タクシー会社)
 - (ウ) 県内に営業所のある鉄道会社
- (3) 県外を経由しないもの (ただし、県内目的地に行くために、県外を経由するしか方法がない場合には、認めるものとする)

※ただし、上記の3つの条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合を除きます。

対象となる日帰り旅行商品の例は以下のとおりです。

- ・往復の乗車券と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品
- ・観光ガイドタクシー乗務員が案内するお勧め観光スポット巡り

ただし、以下のものは日帰り旅行商品として対象外となります。

- ① 県外を経由するもの
- ② 運送サービスしか含まれていないもの
 - ・鉄道乗車券 + 乗船券
 - ・地域周遊きっぷのみ
 - ・往復バスの乗車券のみ

【旅行代金に含められないもの】

- ① 換金性の高いもの
 - ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
 - ・収入印紙や切手
- ② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の旅行料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたしますので、支援の対象になるか判断に迷われる場合には、事務局に事前にご相談していただくようお願いいたします。

<支援対象・割引方法>

■割引対象期間

割引対象期間 **令和3年6月22日（火）～令和3年12月28日（火）** 利用分

※ただし**令和3年6月22日(火)～10月31日(日)**までに新規で予約された旅行のみ対象。

※コロナの感染状況に応じ、割引を適用できない期間が生じる場合があります。

※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。

■割引額

1人あたりの日帰り旅行代金	1人1旅行当たりの割引額
5,000円以上10,000円未満	2,500円+観光クーポン
10,000円以上	5,000円+観光クーポン

■割引の方法は以下の通りお願いします。

・旅行代金支払い時に割引を行ってください。

※割引を行う際は、必ず身分証明書の提示を受けるなど、同居する県内在住者かどうかの確認を行ってください。

※**旅行代金割引の対象となるのは、長野県内の日帰り旅行に限ります。**

行程中に県外が一部でも含まれる場合は、支援対象外となります。

(ただし県内目的地に行くために、県外を経由するしか方法がない場合には、例外として認めるものとする。)

※併用の可否について

市町村で実施している宿泊割引との併用は、県としては可能ですが、必ず各市町村に対しても併用可能かご確認ください。

ただし、**GoToトラベル事業及び「信州の宿 県民応援前売割」「安全・安心な修学旅行等サポート事業」との併用はできません。**

観光クーポン券について

・本事業には旅行代金割引に加えて観光クーポン券（一人当たり2,000円分）が付帯しております。

●クーポン券お渡し時の注意点

※観光クーポン券はお客様の精算時に割引対象のお客様にのみ1人1旅行（割引）あたり1セット（500円×4枚綴り）をお渡しください。

※この観光クーポン券には有効期限があります。

・有効期限は旅行者の旅行期間（ご旅行日当日のみ）になります。

・観光クーポン券に有効期限を**押印**または**手書き**で記入して下さい。

・**有効期限の記入がない観光クーポン券は無効**となりますので、必ず各旅行会社等でご記入下さい。

・観光クーポン券の**最終の有効期限は12/28（火）**となります。

※申請時に希望枚数（セット数）（1社あたり最大1,200セット）をご記入ください。

※申請いただいた事業者様への観光クーポン券は、申請を受理してから1週間程度でお送り致します。（その後ご登録いただいた事業者様へは順次お送り致します。）

※枚数が足りない場合は、追加申請フォームより申請してください。

（初回発送分を含め1社あたり**最大1,200セット**を送付致します。）

※利用可能店舗に関してはURL<https://tabi-susume.com/kankosearch/>をご確認ください。

<重要>

最終的に残ったクーポン券は令和4年1月21日（金）までに事務局宛にご返送をお願い致します。（送料は事業者様負担でお願い致します。）

返送先：〒381-2247 長野県長野市青木島4-4-9
NTTロジスコ信越支店内「信州割SPECIAL事務局」宛

※割引実績とご返送頂くクーポン券の枚数に相違があった場合、不足額分を補填して頂く場合がございます。適切にクーポン券を管理頂きますようお願い致します。



・有効期間は旅行者のご旅行日当日のみです。
押印または手書きにて有効期限を記入してください。

記入例：≪有効期限≫令和3年7月3日から令和3年7月3日まで有効

※最終の有効期限は12/28（火）までですのでご注意ください。

<注意事項>

■ 感染防止対策の徹底について

各旅行会社等で感染防止対策の徹底をお願いします。
また、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内、店頭に掲示するとともに、「信州の安心なお店認証制度」の受付開始後に速やかに申請を行ってください。
なお、利用する交通事業者の感染防止対策にもご留意ください。
〔「信州の安心なお店認証制度」申請ページ〕<https://shinshu-anshin.net/>

■ 割引にあたって

・旅行者の住所確認について

「県民支えあい 信州割SPECIAL」事業は**長野県内在住者**が対象となります。
但し県内において、複数の圏域で感染警戒レベル5となるなど、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、**8月11日（水）0時以降の新規予約分から「同居する県内在住者（1名の利用も含む）」に限定します。**

できる限り少人数で旅行をお願いします。また、日帰りツアーについては、定員減・換気・マスク着用・見学や食事場所の感染防止対策等の徹底をお願いします。
該当商品を販売する宿泊事業者様及び旅行会社様は、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。

団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと該当居住地の方であることの確認を行ってください。

・旅行者への感染防止の依頼について

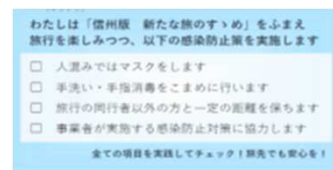
お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>



カード見本
←表 裏→



・価格表示について

販売にあたっては、当事業を適用していることを明示し、支援金額と割引後の価格が消費者に分かりやすい様に掲示してください。

例：販売料金 5,000円（「県民支えあい 信州割SPECIAL」5,000円分の割引適用後の価格です）

・取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。
ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示し、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」で算出することができます。

<注意事項>

■ 留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、観光庁の「地域観光事業支援」を活用した事業です。国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■ 不正利用の防止について

・事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係施設への利用実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについて>

■ 支援額の請求申請について

※お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けます。**

<https://tabi-susume.com/biz-sws-higaeri/>

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

精算回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
旅行日	6/30(水)まで	7/30(金)まで	8/31(火)まで	9/30(木)まで	10/29(金)まで
請求期限	7/23(金)	8/27(金)	9/24(金)	10/22(金)	11/26(金)
精算回	第6回	第7回(最終)			
旅行日	11/30(火)まで	12/28(火)まで			
請求期限	12/24(金)	1/21(金)			

※最終請求期限を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず**令和4年1月21日(金)(必着)**までに請求手続きを済ませてください。いかなる場合もこれ以降の申請につきましては、**支払い手続きができませんので、ご注意ください。**

※上記表の各旅行日分の請求の申請は各回請求期限までに、必ず申請をお願い致します。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

振込名義人名：「信州割スペシャル」

■ 請求手続きに必要な提出書類

①実績内訳シート（様式第5号-3：日帰り割対象事業者用）

②割引確認書（様式第6号-2：日帰り割対象事業者用）

上記様式は下記のURLからダウンロードが可能です。

<https://tabi-susume.com>

※**割引確認書が無いとお支払いができませんのでご注意ください。**

③旅行商品の内容がわかるもの（日程表・商品パンフレット・WEB案内画面・キャプチャー等・旅行の行程が分かるもの）

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

①②③はWEB申請同様

④実績報告書（様式第4号-2：日帰り割対象事業者用）

⑤信州割 支援金請求書兼委任状（様式第7号）

上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com>

<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00

事務所所在地 〒381-0038
長野県長野市東和田857-1
信州名鉄長野ビル3F

T E L 026-263-7322

F A X 026-263-0076

E - m a i l tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com>
U R L 内特設ページを開設
